

(介 73)

平成 23 年 10 月 20 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

末期がん等の方への迅速な要介護認定等の実施について

今般、平成22年度老人保健健康増進等事業において、各市町村の協力により財団法人日本公衆衛生協会が実施した「末期がん患者の認定状況調査」の結果につきまして、厚生労働省より本会宛てに情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、末期がん等の方に対する要介護認定等につきましては、これまでもご連絡しておりますとおり、保険者の判断で迅速な対応が必要と認めた場合、要介護認定の申請を受けた後、同日のうちに認定調査員が認定調査を行い、ケアマネジャーが暫定ケアプランを作成し、介護サービスの提供を開始することが可能とされております。

また、末期がん等の方が入院中の段階からケアマネジャー等と医療機関が連携し、退院後の介護サービスを調整すること等が診療報酬および介護報酬上評価されています。つきましては、貴会におかれましても主治医意見書の記載に関し、早期に記載いただきますとともに、本内容をご了知いただきたくご協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 末期がん等の方への迅速な要介護認定等の実施について
(平23.10.18 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年10月18日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

末期がん等の方への迅速な要介護認定等の実施について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、末期がん等の方の要介護認定等の取扱いについては、「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」（平成22年4月30日付事務連絡）及び「末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について」（平成22年10月25日付事務連絡）において、適切な要介護認定等の実施及び介護サービスの提供をお願いしているところです。

今般、平成22年度老人保健健康増進等事業において、各市町村のご協力をいただき財団法人日本公衆衛生協会が実施した「末期がん患者の認定状況調査」の結果について下記のとおりお知らせしますので、末期がん等の方に対する要介護認定等の実施に引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 調査概要

調査方法：介護保険全保険者（1,587）に対するアンケート調査

調査対象：末期がんと診断された方のうち、平成22年5月～10月の6ヶ月間に要介護認定等の新規申請を行った第2号被保険者

調査項目：年齢、性別、基礎疾患、申請日、認定調査日、審査会開催日、認定日、資格喪失日 等

回答率：保険者調査 917/1,587 (57.8%)

※なお、集計については、917自治体のうち、申請者に末期がんと診断されている方がいなかった245自治体及び回答欄が一部未記入のため集計対象外とした84自治体を除いた588自治体を対象とした。

個別申請者調査 4,680人分データ

2. 保険者調査結果

保険者調査の結果、申請から二次判定までの日数が20日を超えている保険者が86.6%、30日を超えている保険者も38.1%ありました（表1）。認定調査については、申請後5日以内に実施している保険者が27.7%であり、6～10日で実施している保険者は50.2%でした（表2）。

また、調査から二次判定までの状況を見ると、20日を超えている保険者が47.8%でした（表3）。

3. 個別申請者調査結果

個別申請者の調査の結果、申請から二次判定までの平均日数は28.9日であり（図1）、19.4%の方が二次判定前に亡くなっていました（表4）。

末期がんの方の申請後の経時的な状況の変化を推計したところ、申請後15日で約1割の方が、申請後25日で約2割の方が、申請後40日で約3割の方が亡くなるという結果となりました（図2）。

4. まとめ

末期がんの方に対する要介護認定等について、認定調査の迅速化は多くの保険者において取り組んでいただいておりますが、申請後二次判定までは多くの保険者において一定の日数を要しており、迅速な二次判定に向けた取組みが引き続き重要と考えられます。

また、末期がんの方については、申請後短期間で亡くなる方が一定程度存在するため、市町村等において、末期がんの方に対する迅速な要介護認定等を行えるよう関係機関等との連携体制の構築や、暫定ケアプランの適切な活用といった取組みが重要となります。引き続き末期がんの方に対する適切な要介護認定等の実施にご協力をいただけますようお願いいたします。

〈参考〉

今回の調査について、より詳細な結果を含む報告書は下記からアクセスが可能です。

- ・「高齢者の心身状態の適正な評価方法の開発に関する調査研究事業」

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_5_09_04.pdf

平成22年度に発出した関連事務連絡は下記の通りです。

- ・「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」（平成22年4月30日付事務連絡）

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/terminal-cancer_1.pdf

- ・「末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について」（平成22年10月25日付事務連絡）

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/terminal-cancer_2.pdf

表1 申請から二次判定までの日数区分別の保険者数

20日以内	21～30日	30日超	全体
79 (13.4%)	285 (48.5%)	224 (38.1%)	588 (100.0%)

表2 申請から調査までの日数区分別の保険者数

5日以内	6～10日	10日超	全体
163 (27.7%)	295 (50.2%)	130 (22.1%)	588 (100.0%)

表3 調査から二次判定までの日数区分別の保険者数

15日以内	16～20日	20日超	全体
132 (22.4%)	175 (29.8%)	281 (47.8%)	588 (100.0%)

図1 申請から認定までの日数別の度数分布

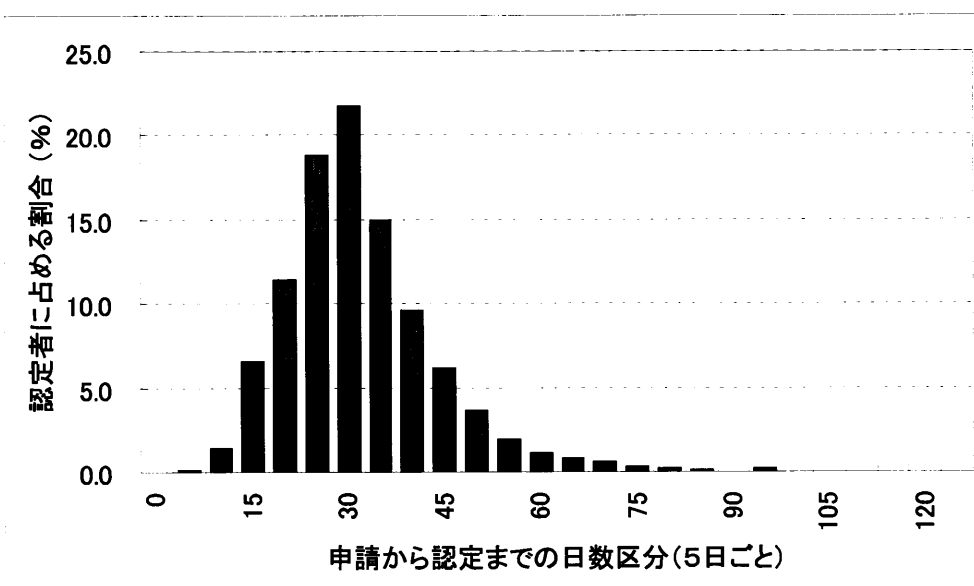
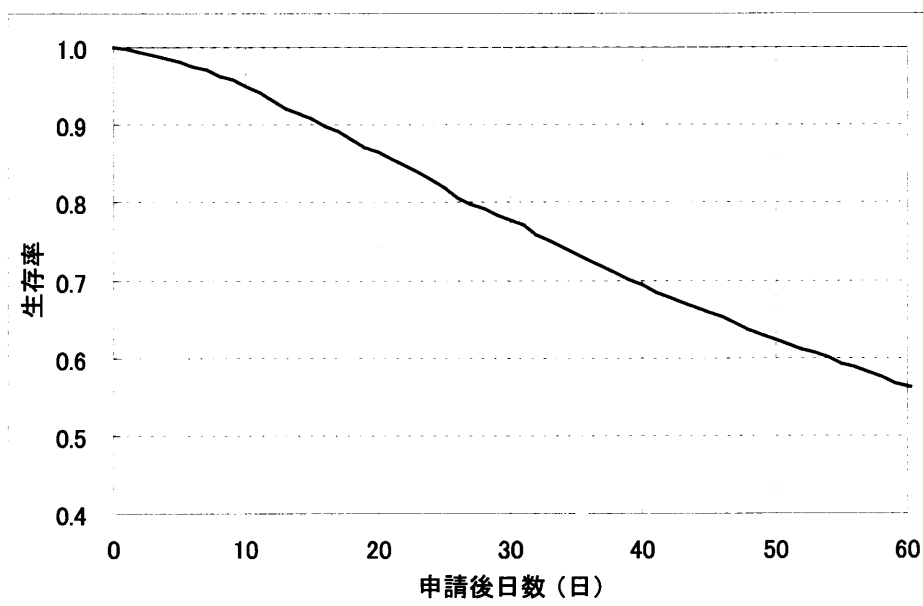


表4 申請から二次判定までの日数別の申請者数・死亡者数等

死亡者数		生存者数	転出者数	全体数
二次判定前	二次判定後			
910人 (19.4%)	2,218人 (47.4%)	1,507人 (32.2%)	45人 (1.0%)	4,680人 (100.0%)

図2 申請後の生存曲線



※申請から死亡までの日数を算出し、 Kaplan-Meier法 (Kaplan-Meier method) により生存曲線を推計した結果。なお、転出者及び生存者は途中打ち切り例として扱っている。